

# 岡山県精神科医療センター 平成22年度計画（案）

中期計画、H21年度計画、H22年度計画対照表

中期計画の各項目ごとの実施状況

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
1 県内精神科医療の中核病院としての役割の発揮

中 期 目 標	<p>①政策的医療の推進 県内における精神科医療の中核病院として、精神科救急対応、児童・思春期精神科医療、心神喪失者等医療観察法への対応などの本県の政策的医療の推進に努めること。</p> <p>②県内精神科医療水準の向上 精神科医療従事者の資質向上、関係機関への助言等に努め、県内精神科医療水準の向上を図ること。</p> <p>③県民の精神保健医療福祉の向上 県民に対する精神科医療に関する知識の普及等の取組を通じて、県民の精神保健医療福祉の向上に寄与すること。</p> <p>④災害対策への協力 災害など重大な危害が発生した場合には、県からの要請に基づき必要な精神科医療を提供するなど、県が実施する災害対策に協力すること。</p>
------------------	--

中 期 計 画	H21 年 度 計 画	H22 年 度 計 画	備 考		
<p>(1) 専門的精神科医療の提供 県民のための公的な病院として、採算面等から十分供給されていない分野や、民間病院では対応が困難な専門的な分野など、県民が必要としている精神科医療に積極的に対応する。</p> <p>また、病状と疾患別の専門治療の機能分化と地域生活支援機能を確立することにより、高度で専門的な医療を提供し、早期退院を可能にするとともに、症状再燃を防ぐことにより再入院を防止する。</p> <p>①入院</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">救急・急性期入院棟</td> <td>集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供し、早期退院を可能とする。</td> </tr> </table>	救急・急性期入院棟	集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供し、早期退院を可能とする。	<p>(1) 専門的精神科医療の提供</p> <p>①入院 ア 救急・急性期入院棟 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供する。</p>	<p>(1) 専門的精神科医療の提供</p> <p>①入院 ア 救急・急性期入院棟 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供する。</p>	<p>○変更なし</p>
救急・急性期入院棟	集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供し、早期退院を可能とする。				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">総合治療入</td> <td>様々な要因で複雑</td> </tr> </table>	総合治療入	様々な要因で複雑	イ 総合治療入院棟	イ 総合治療入院棟	○退院促進の強化
総合治療入	様々な要因で複雑				

院棟	かつ治療困難な患者を閉鎖入院棟及び開放入院棟で治療し、リハビリテーション、検査、薬剤、栄養等の各部門との連携により円滑な社会生活を可能にする。	<p>統合失調症を中心とした複雑かつ治療困難な患者の治療を行うとともに、コメディカル部門との連携により円滑な社会生活を可能にする。</p> <p>本年度、医療観察法特定病床ユニットを整備するとともに、看護師、コメディカルを増配置して、長期入院患者の退院に向けた対応病床としても運用することにより長期入院患者の退院促進を図る。</p>	<p><u>入院期間が長期化する傾向にある閉鎖病棟の退院を促進するため、病棟に専従の精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士を配置し、医師、看護職員と協力して退院促進を図る。</u></p>	
依存症入院棟	依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）の治療を標準プログラム及び個人の症状に応じた個別のプログラムを開発しつつ行う。	ウ 依存症入院棟 アルコール、薬物、ギャンブルによる依存症に対する治療を、標準及び個別プログラムにより実施する。	ウ 依存症入院棟 アルコール、薬物、ギャンブルによる依存症に対する治療を、標準及び個別プログラムにより実施する。	○変更なし
児童・思春期入院棟	児童思春期に特有な精神疾患の治療を関係機関と連携して行う。	エ 児童思春期入院棟 児童思春期に特有な精神疾患の入院治療を関係機関と連携して行う。 また、県から受託している子どもの心の診療拠点病院事業において、地域の医療機関や保健福祉機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行う。	エ 児童思春期入院棟 児童思春期に特有な精神疾患の入院治療を関係機関と連携して行う。 また、 <u>県から受託している子どもの心の診療拠点病院事業は平成21年度で終了したが、当センターが独自で事業を継続し、地域の医療機関や保健福祉機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行う。</u>	○独自事業の継続
司法精神入院棟	心神喪失者等医療観察法の対象者を一貫した治療体系の中で治療し、社会参加を促進する政策的医療を行う。 (平成19年度前半までに施設を整備する予定)	オ 司法精神入院棟 心神喪失者等医療観察法の対象者の受入及び治療を実施し、一貫した治療体系の中で、対象者の社会参加を促進する政策的医療を行う。 また、司法精神入院棟の増床により手狭になった患者生活スペースを拡張するための改修工事を行う。	オ 司法精神入院棟 心神喪失者等医療観察法の対象者の受入及び治療を実施し、一貫した治療体系の中で、対象者の社会参加を促進する政策的医療を行う。 また、 <u>特定病床の運用については、司法精神入院棟と同様に精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士を配置し、医師、看護職員と協力して社会参加への促進を図る。</u>	○改修工事終了 特定病床の運用
②外来		②外来	②外来	
一般	一般、児童思春期、依存症、デイケ	ア 一般 一般外来と児童思春期及び依存症の専門外来の体制により、症	ア 一般 一般外来と児童思春期及び依存症の専門外来の体制により、症状・疾患別に受診しやすい環境の	○児童思春期外来のサテライト化の実施

	アの外来入口を分離するなど症状・疾患別に受診しやすい環境を整備し、診療を実施する。	<p>状・疾患別に受診しやすい環境のもと、診療を実施する。</p> <p>また、デイケアについては、平成20年度から入院医療と通院医療をつなぐ治療手段として、依存症デイケアを開始したところであり、デイケア利用者の増加に対応して、デイケアの規模を拡大する</p> <p>なお、現在一般外来と同じ窓口となっている児童思春期外来については、受診者が受診しやすい環境を整備するため、今後、児童思春期外来の窓口のサテライト化も含め、対策を検討する。</p> <p>○目標 外来患者数 150人／日以上 デイケア（依存症デイケア含む）患者数 70人／日以上</p>	<p>もと、診療を実施する。</p> <p>なお、現在一般外来と同じ窓口となっている児童思春期外来については、<u>環境整備を実施する。</u></p> <p>○目標 外来患者数 150人／日以上 デイケア（依存症デイケア含む）患者数 70人／日以上</p>	
救急	24時間体制の救急医療を実施する。	イ 救急 24時間の救急医療を実施する。	イ 救急 24時間の救急医療を実施する。	○変更なし
③地域生活支援		③地域生活支援	③地域生活支援	○変更なし
地域リハビリテーション	症状の慢性化を防止し、早期退院及び退院患者の治療継続と社会生活の維持を図るためのケアを多職種の医療スタッフチームにより実施する。	ア 総合リハビリテーション 症状の慢性化を防止し、早期退院及び退院患者の治療継続と社会生活の維持を図るためのケアを多職種の医療スタッフチームにより実施する。	ア 総合リハビリテーション 症状の慢性化を防止し、早期退院及び退院患者の治療継続と社会生活の維持を図るためのケアを多職種の医療スタッフチームにより実施する。	○変更なし
訪問診療・看護	患者が地域で安心して生活・治療ができる環境を整備するため、日常生活や療養上の相談・指導を積極的に行い、患者や家族の地域生活の支援を行う。	イ 訪問診療・看護 患者が地域で安心して生活・治療ができる環境を整備するため、日常生活や療養上の相談・指導を積極的に行う。 ○目標 訪問看護件数 90件／月以上	イ 訪問診療・看護 患者が地域で安心して生活・治療ができる環境を整備するため、日常生活や療養上の相談・指導を積極的に行う。 ○目標 訪問看護件数 <u>120件</u> ／月以上	○事業の強化、件数の増
地域連携	関係機関との連携を強化し、地域の保	ウ 地域連携 地域生活支援室を中心に、入院	ウ 地域連携 地域生活支援室を中心に、入院の必要のなくな	○字句の訂正

<p>健医療福祉システムづくりに積極的に関わることにより、患者の生活の充実と再入院の防止を図る。</p>	<p>の必要のなくなった患者が自宅で治療を受けることができる環境の整備をより一層進める。 また、県内民間病院との相互支援体制づくりに取り組む。</p>	<p>った患者が自宅で治療を受けることができる環境の整備をより一層進める。 また、県内民間医療機関との相互支援体制づくりに取り組む。</p>	
<p>(2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院 24時間体制の救急医療の実施や、電話による救急相談、県内の救急医療情報等の提供、及び患者及びその家族と医療機関等との連絡調整を行う岡山県精神科救急情報センターの運営など、「岡山県精神科救急医療システム」の中核的役割を担う。</p>	<p>(2) 岡山県精神科救急医療システム 県内の当番病院及び輪番病院のバックアップを行うとともに、岡山県精神科救急情報システム事業の受託実施により、「岡山県精神科救急医療システム」の中核的役割を担う。</p>	<p>(2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院 輪番病院のバックアップを行うとともに、岡山県精神科救急情報システム事業の受託実施により「岡山県精神科救急医療システム」の中核的役割を担う。</p>	<p>○県の制度変更</p>
<p>(3) 司法精神科医学・医療の中心的機能 心神喪失者等医療観察法に基づく入院施設である司法精神入院棟を平成19年度に開棟する予定であり、蓄積した高度精神科医療技術を活かし、指定入院医療機関及び指定通院医療機関として中国四国地域の司法精神科医学・医療の中核的機能を発揮する。</p>	<p>(3) 司法精神科医学・医療の中心的機能 心神喪失者等医療観察法に基づく入院施設が全国的に不足する状況下において、医療観察法特定病床ユニットを総合治療入院棟内に整備し、中国・四国地域を中心として対象者を受入れ、医療観察法病床の不足に対する国の施策に協力する。 また、指定入院医療機関及び指定通院医療機関として中国・四国地域の司法精神科医学・医療の中核的機能を発揮する。</p>	<p>(3) 司法精神科医学・医療の中心的機能 心神喪失者等医療観察法に基づく入院施設が全国的に不足する状況下において、医療観察法特定病床ユニットを総合治療入院棟内に整備し、中国・四国地域を中心として対象者を受入れ、医療観察法病床の不足に対する国の施策に協力する。 また、指定入院医療機関及び指定通院医療機関として中国・四国地域の司法精神科医学・医療の中核的機能を発揮する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>(4) 精神科医師不在地域への対応 県内の精神科専門病院がない地域において、地域の医療機関との連携等による専門的な精神科医療が提供できるシステムづくりを検討する。 ・地域自治体病院への当院医師の派遣 ・訪問診療の実施</p>	<p>(4) 精神科医師不在地域への対応 東備地区など、精神科医が不足する県内の自治体病院に医師を派遣し、精神科医療の提供に努める。 岡山市内を中心として行っている訪問診療については、対象地域の拡大について検討及び試行を行う。</p>	<p>(4) 精神科医師不在地域への対応 精神科医が不足している東備地区や総合病院に医師を派遣し、精神科医療の提供に努める。 また、訪問診療については、<u>スタッフの充実を図り対象地域を拡大し実施するよう努める。</u></p>	<p>○訪問診療の強化</p>
<p>(5) 教育研修の推進 県内の精神科医療従事者の人材育成を図るため、充実した教育研修体制を整備し、卒後臨床研修医及び後</p>	<p>(5) 教育研修の推進 充実した教育研修体制を整備する。 卒後臨床研修医及び後期臨床研修</p>	<p>(5) 教育研修の推進 充実した教育研修体制を整備する。 卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入れや看護職員、作業療法士、精神保</p>	<p>○変更なし</p>

<p>期臨床研修医（シニアレジデント）の受入れや看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理士の養成学校の学生等の実習生の受入れを積極的に行う。</p> <p>○平成17年度研修実績</p> <table border="0"> <tr><td>卒後臨床研修医</td><td>37名</td></tr> <tr><td>後期臨床研修医</td><td>1名</td></tr> <tr><td>看護実習生</td><td>197名</td></tr> <tr><td>作業療法士実習生</td><td>29名</td></tr> <tr><td>精神保健福祉士実習生</td><td>5名</td></tr> <tr><td>臨床心理士実習生</td><td>20名</td></tr> </table>	卒後臨床研修医	37名	後期臨床研修医	1名	看護実習生	197名	作業療法士実習生	29名	精神保健福祉士実習生	5名	臨床心理士実習生	20名	<p>医（シニアレジデント）の受入れや看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理士の養成学校の学生等の実習生の受入れを積極的に行う。</p> <p>また、精神科指定医の養成のための研修医の受入れも積極的に行う。</p> <p>○目標 研修受入</p> <table border="0"> <tr><td>卒後臨床研修医</td><td>40名</td></tr> <tr><td>後期臨床研修医</td><td>2名</td></tr> <tr><td>看護実習生</td><td>300名</td></tr> <tr><td>作業療法士実習生</td><td>25名</td></tr> <tr><td>精神保健福祉士実習生</td><td>6名</td></tr> <tr><td>臨床心理士実習生</td><td>11名</td></tr> </table>	卒後臨床研修医	40名	後期臨床研修医	2名	看護実習生	300名	作業療法士実習生	25名	精神保健福祉士実習生	6名	臨床心理士実習生	11名	<p>健福祉士及び臨床心理士の養成学校等の実習生の受入れを積極的に行う。</p> <p>また、精神科指定医の養成のための研修医の受入れも積極的に行う。</p> <p>○目標 研修受入</p> <table border="0"> <tr><td>卒後臨床研修医</td><td>40名</td></tr> <tr><td>後期臨床研修医</td><td>2名</td></tr> <tr><td>看護実習生</td><td>300名</td></tr> <tr><td>作業療法士実習生</td><td>25名</td></tr> <tr><td>精神保健福祉実習生</td><td>10名</td></tr> <tr><td>臨床心理実習生</td><td>20名</td></tr> </table>	卒後臨床研修医	40名	後期臨床研修医	2名	看護実習生	300名	作業療法士実習生	25名	精神保健福祉実習生	10名	臨床心理実習生	20名	
卒後臨床研修医	37名																																						
後期臨床研修医	1名																																						
看護実習生	197名																																						
作業療法士実習生	29名																																						
精神保健福祉士実習生	5名																																						
臨床心理士実習生	20名																																						
卒後臨床研修医	40名																																						
後期臨床研修医	2名																																						
看護実習生	300名																																						
作業療法士実習生	25名																																						
精神保健福祉士実習生	6名																																						
臨床心理士実習生	11名																																						
卒後臨床研修医	40名																																						
後期臨床研修医	2名																																						
看護実習生	300名																																						
作業療法士実習生	25名																																						
精神保健福祉実習生	10名																																						
臨床心理実習生	20名																																						
<p>(6) 調査・臨床研究の推進</p> <p>大学等の関係機関との連携による精神科医療に関する調査・臨床研究及び治験を行い、その成果を論文などの適切な方法で発表するとともに、学会、研究会等の開催を通じて情報発信に努め、県内の精神科医療水準の向上を図る。</p>	<p>(6) 調査・臨床研究の推進</p> <p>国の厚生労働科学研究に協力し、成果をあげるとともに、大学等の関係機関との連携による精神科医療に関する調査・臨床研究及び治験を行い、その成果を論文や研究発表冊子など、適切な方法で発表する。</p> <p>また、精神科医療に関する情報発信に努め、県内の精神科医療水準の向上を図る。</p>	<p>(6) 調査・臨床研究の推進</p> <p>国の厚生労働省科学研究に協力し、成果をあげるとともに、大学等の関係機関との連携による精神科医療に関する調査・臨床研究及び治験を行い、その成果を論文や研究発表冊子など、適切な方法で発表する。</p> <p>また、精神科医療に関する情報発信に努め、県内の精神科医療水準の向上を図る。</p>	○変更なし																																				
<p>(7) 地域貢献の推進</p> <p>①関係機関への助言等</p> <p>保健医療福祉、教育、司法等の各関係機関からの要請に対して、精神科医療の専門的立場から助言等を行う。</p> <p>②職員の派遣</p> <p>地域で開催される精神科医療に関する相談・講演会等に、職員を派遣し地域での精神科医療知識の普及等に努める。</p> <p>③講演会等の開催</p> <p>地域住民等を対象とした講演会等を企画し、精神科医療知識の普及等に努める。</p> <p>④地域住民等との交流促進</p> <p>地域に開かれた病院として、地域及び院内行事への相互参加など、患者と地域住民等との交流を促進する。</p>	<p>(7) 地域貢献の推進</p> <p>①関係機関への助言、職員の派遣等</p> <p>保健所、児童相談所等の関係機関へ定期的に職員を派遣し、相談会等を開催するとともに、精神障害者への対応について連携を図る。</p> <p>また、医療従事者の養成を図るため、県内の大学等養成学校に講師として職員を派遣する。</p> <p>○目標 相談会への職員の派遣</p> <table border="0"> <tr><td>倉敷保健所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>岡山市保健所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>倉敷市保健所</td><td>(月2日)</td></tr> <tr><td>岡山市知的障害更生相談所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>中央児童相談所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>倉敷児童相談所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>岡山刑務所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>岡山少年院</td><td>(月1日)</td></tr> </table>	倉敷保健所	(月1日)	岡山市保健所	(月1日)	倉敷市保健所	(月2日)	岡山市知的障害更生相談所	(月1日)	中央児童相談所	(月1日)	倉敷児童相談所	(月1日)	岡山刑務所	(月1日)	岡山少年院	(月1日)	<p>(7) 地域貢献の推進</p> <p>①関係機関への助言、職員の派遣等</p> <p>保健所、児童相談所等の関係機関へ定期的に職員を派遣し、相談会等を開催するとともに、精神障害者への対応について連携を図る。</p> <p>また、医療従事者の養成を図るため、県内の大学等養成学校に講師として職員を派遣する。</p> <p>○目標 相談会等への職員の派遣</p> <table border="0"> <tr><td>倉敷保健所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>岡山市保健所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>倉敷市保健所</td><td>(月2日)</td></tr> <tr><td>岡山市知的障害更生相談所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>中央児童相談所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>倉敷児童相談所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>岡山刑務所</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>岡山少年院</td><td>(月1日)</td></tr> <tr><td>岡山市教育相談室</td><td>(月1日)</td></tr> </table>	倉敷保健所	(月1日)	岡山市保健所	(月1日)	倉敷市保健所	(月2日)	岡山市知的障害更生相談所	(月1日)	中央児童相談所	(月1日)	倉敷児童相談所	(月1日)	岡山刑務所	(月1日)	岡山少年院	(月1日)	岡山市教育相談室	(月1日)	○派遣箇所増		
倉敷保健所	(月1日)																																						
岡山市保健所	(月1日)																																						
倉敷市保健所	(月2日)																																						
岡山市知的障害更生相談所	(月1日)																																						
中央児童相談所	(月1日)																																						
倉敷児童相談所	(月1日)																																						
岡山刑務所	(月1日)																																						
岡山少年院	(月1日)																																						
倉敷保健所	(月1日)																																						
岡山市保健所	(月1日)																																						
倉敷市保健所	(月2日)																																						
岡山市知的障害更生相談所	(月1日)																																						
中央児童相談所	(月1日)																																						
倉敷児童相談所	(月1日)																																						
岡山刑務所	(月1日)																																						
岡山少年院	(月1日)																																						
岡山市教育相談室	(月1日)																																						

<p>(8) 災害対策への協力 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター定款第19条に規定する知事から災害等に関する要請があった場合、必要な医療の提供、職員の派遣など、県が実施する災害対策に協力する。</p>	<p>(8) 災害対策への協力 知事から災害等に関する要請があった場合は積極的に参画する。 また、必要な場合は、独自に医療支援が行えるよう、体制整備を行う</p>	<p>(8) 災害対策への協力 知事から災害等に関する要請があった場合は積極的に参画する。 また、必要な場合は、独自に医療支援が行えるよう、体制整備を行う</p>	<p>○変更なし</p>
--	---	---	--------------

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
2 患者や家族の視点に立った医療の提供

<p>中期目標</p>	<p>①患者権利に配慮した医療の提供 精神科医療においては、特に、患者の権利に最大限の配慮を行うことが重要である。そのため、法令等を遵守して、職員が患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うとともに、患者が納得した上で医療を受けられるよう環境整備に努めること。 ②患者・家族の満足度の向上 患者や家族の意見・要望を的確に把握し、ニーズに応じたよりきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるように努めること。 ③診療情報の適正管理と開示の推進 カルテ（診療録）など個人の診療情報の適正管理と患者及びその家族への情報開示に努め、患者との一層の信頼関係の構築を図ること。</p>
-------------	--

中期計画	H21 年度計画	H22 年度計画	備考
<p>(1) 患者の権利擁護 ①権利等の周知 「患者の権利」、「倫理に関する方針」、「医療的行動制限に関する方針」等について、診療時の告知、院内掲示などにより患者、家族等への周知を徹底する。</p>	<p>(1) 患者の権利擁護 ①権利等の周知 「患者の権利」、「倫理に関する方針」、「医療的制限に関する方針」等、患者の権利に関し、周知に努める。</p>	<p>(1) 患者の権利擁護 ①権利等の周知 「患者の権利」、「倫理に関する方針」、「医療的制限に関する方針」等、患者の権利に関し、周知に努める。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>②インフォームド・コンセントの徹底 「すべての患者は治療の方針や内容についての十分な説明や情報を受けることができる」という患者の権利を擁護するため、医師、看護師をはじめとするすべての職員に対し、患者及び家族へのインフォームド・コンセントのより一層の徹底を図る。</p>	<p>②インフォームド・コンセントの徹底 患者への説明にあたり、疾患・症状に関するわかりやすい説明資料を作成するなど、より患者及び家族の理解が容易になるよう努める。</p>	<p>②インフォームド・コンセントの徹底 患者への説明にあたり、疾患・症状に関するわかりやすい説明資料を作成するなど、より患者及び家族の理解が容易になるよう努める。</p>	<p>○変更なし</p>

<p>③セカンド・オピニオンの実施 医療サービス（医師、病院、保健サービス機関など）を自由に選択する患者の権利を擁護するため、主治医以外の専門医や他の医療機関の意見を聴くセカンド・オピニオンの導入を検討する。</p>	<p>③セカンド・オピニオンの実施検討等 セカンド・オピニオンの実施に向けて、引き続き、体制、実施方法等の検討を行うとともに、試行的な実施による課題等の検証を行う。</p>	<p>③セカンド・オピニオンの実施 <u>セカンド・オピニオンについては、引き続き積極的に対応する。</u></p>	<p>○実施</p>
<p>④プライバシー保護の徹底 診療室での会話が外に漏れない工夫、面談室を使つての患者・家族への説明、病室の患者氏名表示の工夫など、診療過程で得られた個人情報、プライバシーの一層の保護に努める。</p>	<p>④プライバシー保護の徹底 診療室での会話が外に漏れない工夫、面談室を使つての患者・家族への説明、病室の患者氏名表示の工夫など、診療過程で得られた個人情報、プライバシーの一層の保護に努める。</p>	<p>④プライバシー保護の徹底 診療室での会話が外に漏れない工夫、面談室を使つての患者・家族への説明、病室の患者氏名表示の工夫など、診療過程で得られた個人情報、プライバシーの一層の保護に努める。</p>	<p>○変更なし</p>
	<p>⑤研修会の実施 患者の権利擁護について、職員の意識の徹底を図るため、定期的に研修を行う。 ○目標 研修会の開催 年2回以上</p>	<p>⑤研修会の実施 患者の権利擁護について、職員の意識の徹底を図るため、定期的に研修を行う。  ○目標 研修会の開催 年2回以上</p>	<p>○変更なし</p>
<p>(2) 患者サービスの一層の向上 ①サービス向上委員会（仮称）の設置 患者サービスの向上や院内ボランティアのあり方について、職種横断的な委員会を設け、情報の交換や情報の共有化を図る。</p>	<p>(2) 患者サービスの一層の向上 ①サービス向上委員会の開催 患者サービスの向上委員会を定期的に開催し、患者サービスの向上に努める。 ○目標 委員会の開催 年4回以上</p>	<p>(2) 患者サービスの一層の向上 ①サービス向上委員会の運用 <u>患者サービスの向上のためサービス向上委員会を適宜開催し、事案の検証、改善策を検討する。</u> <u>また、職員の接遇向上のための研修を実施するなど患者サービスの向上に努める。</u> ○目標 <u>接遇研修の実施 年2回以上</u></p>	<p>○接遇改善</p>
<p>②患者意見の尊重 患者や家族の意見・要望を尊重したサービスを提供するため、要望窓口や意見箱の設置、患者満足度調査の実施等により意見・要望を把握し、患者サービスに反映させるシステムを構築する。</p>	<p>②患者意見の尊重 患者や家族の意見・要望を尊重したサービスを提供するため、要望窓口や意見箱を設置するとともに、患者満足度調査及び給食嗜好調査を実施する。 ○目標 患者満足度調査の実施 年2回 給食嗜好調査の実施 入院時 1回 その他 年2回</p>	<p>②患者意見の尊重 患者や家族の意見・要望を尊重したサービスを提供するため、要望窓口や意見箱を設置するとともに、要望や意見を踏まえた内容の患者満足度調査を実施する。 ○目標 <u>入院者を対象としたアンケート調査 入院・退院時 年1回</u> <u>外来者を対象としたアンケート調査 年1回</u></p>	<p>○アンケート調査実施方法の改善</p>
<p>③全職員を対象とした研修の実施 患者の権利、安全確保、プラ</p>	<p>③全職員を対象とした研修の実施 患者の権利、安全確保、プラ</p>	<p>③全職員を対象とした研修 患者の権利、安全確保、プライバシー保護、</p>	<p>○変更なし</p>



<p>イバシー保護、医療倫理、接遇など医療サービスを提供する病院職員として必要な知識を、常にすべての職員が持てるよう研修を充実させる。</p>	<p>イバシー保護、医療倫理、接遇など医療サービスを提供する病院職員として必要な知識を、常にすべての職員が持てるよう研修を充実する。 ○目標 研修会の実施 年6回以上</p>	<p>医療倫理、接遇など医療サービスを提供する病院職員として必要な知識を、常にすべての職員が持てるよう研修を充実する。  ○目標 研修会の実施 年6回以上</p>	
<p>④入院診療計画・退院指導の充実 患者の不安や疑問の軽減や治療への意欲の醸成を図るため入院診療計画を患者・家族に提示するなど、患者や家族への説明を徹底する。 また、退院指導に努めるとともに、地域の関係機関等との連携を図りながら、患者・家族の理解のもとに、早期の社会参加を図る。</p>	<p>④入院診療計画・退院指導の充実 患者の不安や疑問の軽減や治療への意欲の醸成を図るため入院診療計画を患者・家族に提示するなど、患者や家族への説明を徹底する。 併せて栄養指導や服薬指導等の充実を図る。 また、退院指導に努めるとともに、地域の関係機関等との連携を図りながら、患者・家族の理解のもとに、早期の社会参加を図る。 ○目標 栄養指導、服薬指導の実施 栄養指導 新規入院患者（短期入院を除く）のすべて 服薬指導：10人／月以上</p>	<p>④入院診療計画・退院指導の充実 患者の不安や疑問の軽減や治療への意欲の醸成を図るため入院診療計画を患者・家族に提示するなど、患者や家族への説明を徹底する。 <u>社会的入院患者解消のため、貸貸アパートを法人が借上げ生活訓練を実施するなど退院促進を図る。</u></p>	<p>○退院への取組み強化</p>
<p>⑤入院案内の充実 入院時に必要な手続・書類、入院に要する経費、院内での規則等について記載した入院案内を更新、充実し、患者・家族に対する入院前の十分な説明を行う。入院案内作成に当たっては、増加傾向にある外国人患者にも配慮する。</p>	<p>⑤入院案内の充実 入院案内の更新にあたり、内容を充実するとともにわかりやすい案内となるよう工夫する。</p>	<p>⑤入院案内の充実 入院案内は適宜更新し、内容を充実するとともにわかりやすい案内となるよう工夫する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>⑥外来待ち時間の短縮 定期的な実態調査の実施により外来待ち時間の実態を把握し、外来待ち時間の短縮に取り組む。併せて、新聞、雑誌コーナーの設置など、待つことの苦痛解消対策も検討する。</p>	<p>⑥外来待ち時間の短縮 外来待ち時間調査を実施し、実態の分析及び対策を行い、外来待ち時間の短縮に努める。 また、待つことの苦痛解消対策を検討する。 ○目標 外来待ち時間調査 年2回以上</p>	<p>⑥外来待ち時間の短縮 <u>外来診療終了時間を厳守し、受付、診察、検査、会計までを円滑に流れるようシステム構築を図っていく。</u> <u>また、専門職を配置し、各種相談業務や事務処理を円滑に行い待ち時間の短縮に努める。</u> ○目標 <u>精神保健福祉士配置</u> <u>診療情報管理士の配置</u> <u>医事業務の見直し</u></p>	<p>○システム変更による待ち時間短縮を構築</p>

<p>⑦ボランティア活動の推進 地域のボランティア活動と連携・協力し、病院内外でのボランティア活動の受入れや、ボランティア希望者が参加しやすい環境づくりについて検討する。</p>	<p>⑦ボランティア活動の推進 ボランティアの受入れに関して定めた「ボランティア活動実施要領」をもとに、ボランティアの受入れを行う。 また、ボランティア希望者が参加しやすい環境づくりについて検討する。</p>	<p>⑦ボランティア活動の推進 担当者を明確にし、<u>ボランティアを積極的に受け入れる体制を整備する。</u></p>	<p>○体制整備</p>
<p>(3) 医療サービスの効果的な提供 ①病床利用率 効果的な病床管理を徹底し、病床利用率の維持・向上に取り組む。</p>	<p>(3) 医療サービスの効果的な提供 ①病床利用率 効果的な病床管理を徹底し、引き続き、病床利用率90%以上（司法精神入院棟を除く）が維持できるように取り組む。 ○目標 病床利用率 90%以上</p>	<p>(3) 医療サービスの効果的な提供 ①病床利用率 <u>医療の質を担保し効果的な病床管理を徹底し、引き続き、病床利用率90%以上が維持できるように取り組む。</u> ○目標 病床利用率 90%以上</p>	<p>○字句追加</p>
<p>②平均在院日数 疾病特性を考慮した適正な入院治療の提供や、地域の医療機関、福祉施設等との連携強化により、早期退院を進めるなど、適正な平均在院日数となるよう努める。</p>	<p>②平均在院日数 疾病特性を考慮した適正な入院治療の提供や、地域の医療機関、福祉施設等との連携強化により、早期退院を進めるなど、適正な平均在院日数となるよう努める。</p>	<p>②平均在院日数 疾病特性を考慮した適正な入院医療の提供や、地域の医療機関、福祉施設等との連携強化により、早期退院を進めるなど、適正な平均在院日数となるよう努める。</p>	<p>○字句追加</p>
<p>③地域の関係機関との連携 精神疾患の発生当初から、治療リハビリテーションによる一貫したケアを行うためには、地域の社会資源を有効活用し、保健・医療・福祉の各種サービスを組み合わせることが重要である。 そのため、地域における病院、診療所、保健所、保健福祉施設等との連携強化を図り、地域の保健医療福祉システムづくりに積極的に関わるとともに、利用者のニーズにあったサービスづくりに努める。</p>	<p>③地域の関係機関との連携 地域における病院、診療所、保健所、保健福祉施設等との連携強化を図り、地域の保健医療福祉システムづくりに積極的に関わるとともに、利用者のニーズにあったサービスづくりに努める。</p>	<p>③地域の関係機関との連携 地域における病院、診療所、保健所、福祉施設等との連携強化を図り、地域の保健医療福祉システムづくりに積極的に関わるとともに、利用者のニーズにあったサービスづくりに努める</p>	<p>○変更なし</p>
<p>(4) 診療情報の適正な管理と情報開示の推進</p>	<p>(4) 診療情報の適正な管理と情報開示の推進</p>	<p>(4) 診療情報の適正な管理と情報開示の推進 ①診療情報の適正な管理</p>	<p>○体制整備</p>

<p>①診療情報の適正な管理 病歴管理の重要性の高まりに対応し、カルテの管理・分析、疾病統計の作成等を行い、必要に応じて診察内容をわかりやすく患者に伝えるなど、診療情報の開示と適正管理を徹底する。</p>	<p>①診療情報の適正な管理 カルテの管理・分析、疾病統計の作成等を行い、必要に応じて診察内容をわかりやすく患者に伝えるなど、診療情報の開示と適正管理を徹底する。 また、診療情報の管理体制のあり方について検証を行うとともに、電子カルテの導入について検討を行う。</p>	<p>診療情報管理士を配し、カルテの管理・分析、疾病統計の作成等を行い、必要に応じて診療内容をわかりやすく患者に伝えるなど、診療情報の開示と適正管理を徹底する。</p>	
<p>②ホームページの充実 ホームページを通じて、診療実績等の病院情報、研究成果や疾病に関する医療情報などの情報提供に努める。</p>	<p>②ホームページの充実 病院の情報化を進める情報化推進検討委員会を設置し、中核病院としての情報発信機能の構築、診療情報の開示推進等についての検討を行う。 また、ホームページについては、平成20年度において、全面的な見直しを行ったところであるが、更なる内容の充実に努め、情報発信機能の充実に努める。</p>	<p>②ホームページの充実 病院の情報化を進める情報化推進検討委員会を設置し、中核病院としての情報発信機能の構築、診療情報の開示推進等を<u>積極的に推進する。</u></p>	○事業推進
<p>③疾病を正しく理解する支援プログラムの充実 患者及び家族が疾病とその治療、治療計画等についての正しい理解を持ち、治療の継続と療養に取り組むための支援プログラムの充実を図る。</p>	<p>③疾病を正しく理解する支援プログラムの充実 患者及び家族が疾病とその治療、治療計画等について正しい理解を持ち、治療の継続と療養に取り組むための支援プログラムの充実を図る。</p>	<p>③疾病を正しく理解する支援プログラムの充実 <u>依存症治療をはじめ疾病に応じたプログラムを実施しており、患者及び家族が疾病とその治療、治療計画等について正しい理解を持ち、治療の継続と療養に取り組むための支援プログラムの充実を図る。</u></p>	○字句追加

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
3 医療の質及び安全の確保

中期目標	<p>①医療水準の維持・向上 医師をはじめ優れた医療スタッフの確保、養成に努め、高度な精神科医療水準の維持・向上を図ること。</p> <p>②医療安全対策の徹底 医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供するため、医療安全対策を徹底すること。</p> <p>③医療の質、安全対策の検証 第三者機関が実施している病院機能評価を受審するなど、医療の質及び安全対策の検証に努め、県民からの信頼確保に努めること。</p>
------	--

中期計画	H21 年度計画	H22 年度計画	備考
<p>(1) 医療水準の維持・向上 医療の質の確保、向上を図るためには、医療に携わる医師をはじめとするスタッフの確保と能力の向上が不可欠であり、次の対策に取り組む。</p> <p>①医療スタッフの確保 ア 医師の確保 高度精神科医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化、公募による採用なども活用しつつ、優れた医師の確保に努める。 臨床研修医の受入れについては、教育研修プログラムの充実など教育体制を強化するとともに、処遇の改善も図りつつ、卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入れに努める。</p>	<p>(1) 医療水準の維持・向上</p> <p>①医療スタッフの確保 ア 医師の確保 高度精神科医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化、公募による採用なども活用しつつ、優れた医師の確保に努める。 また、精神科医が不足する県内の自治体病院に医師を派遣するなど、県内精神科医療の中核病院としての役割を果たすため、医師の増員に努める。 臨床研修医の受入れについては、教育研修プログラムの充実など教育体制を強化及び処遇の改善について検討を行うなど、卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入れに努める。 ○目標 研修医受入 卒後臨床研修医 40名 後期臨床研修医 2名</p>	<p>(1) 医療水準の維持・向上</p> <p>①医療スタッフの確保 ア 医師の確保 高度精神科医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携強化、公募による採用なども活用しつつ、優れた医師の確保に努める。<u>そのためにも、医師の任用、海外研修制度の採用など処遇改善を図る。</u> また、臨床研修医の受入れについても教育研修プログラムの充実など教育体制の強化及び処遇の改善を行うなど、卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入れに努める。 ○目標 研修医受入 卒後臨床研修医 40名 後期臨床研修医 2名</p>	<p>○医師の処遇改善</p>
<p>イ 看護職員の確保 看護水準を維持向上させるため、大学等関係機関との連携を強化し、優れた看護職員の確保に努める。 併せて、看護職員の定着を図るため、欠員補充や産休・育休代替が円滑に行える仕組みの構築、計画的な年休取得のためのサポート体制の強化等に取り組む。</p>	<p>イ 看護職員の確保 看護水準を維持向上させるため、大学・養成所等関係機関との連携を強化し、優れた看護職員の確保に努める。（教員、学生を対象とした採用説明会、病院見学会の開催等） また、医療観察法特定病床ユニットへの対応をはじめとする院内の看護体制の充実とデイケアや訪問看護の拡充に対応するため、看護職員の増員に努める 併せて、看護職員の定着対策（欠員補充や産休・育休代替が円滑に行える仕組みの構築等）について取り組む。</p>	<p>イ 看護職員の確保 看護水準を維持向上させるため、<u>県内外の大学・養成所等関係機関との連携を強化し、優れた看護職員の確保に努める。そのためにも教員、学生を対象とした採用説明会、病院見学会が適宜開催する。</u> 併せて、看護職員の定着対策（欠員補充や産休・育休代替が円滑に行える仕組みの構築等）について取り組む。</p>	<p>○字句訂正</p>

<p>ウ コメディカル職員の確保 医療水準を維持向上するため、大学等関係機関との連携を強化し、優れた医療技術職員の確保に努める。 ※コメディカル職員：医師と協同して医療を行う薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、検査技師、放射線技師、栄養士などの病院職員</p>	<p>○目標 実習生受入 看護実習生 300名</p> <p>ウ コメディカル職員の確保 医療水準を維持向上するため、大学・養成学校等関係機関との連携を強化し、優れた医療技術職員の確保に努める。（教員、学生を対象とした採用説明会、病院見学会の開催等） また、長期入院患者の退院促進を積極的に進めるため、コメディカル職員の増員に努める。</p> <p>○目標 実習生受入 作業療法士実習生 25名 精神保健福祉士実習生6名 臨床心理士実習生 11名</p>	<p>ウ コメディカル職員の確保 医療水準を維持向上するため、大学・養成学校等関係機関との連携を強化し、優れた医療技術職員の確保に努める。<u>そのためにも、教員、学生を対象とした採用説明会、病院見学会が適宜開催する。</u> <u>また、各種学会での研究発表、研究雑誌への投稿等を積極的に行い、当センターにおける取組みや活動状況を周知し就職希望者の確保に繋げていくよう努力する。</u></p>	<p>○字句訂正</p>
<p>②研修制度の充実 病院の最大のサービスは安全で良質な医療の提供であることから、それぞれの医療スタッフが専門技術の向上を図る職種別研修が重要である。職員の能力を的確に把握、評価した上で、必要な研修を受けることができる研修体系を構築し、院内及び院外での計画的な研修を実施する。 ア 医師 精神保健指定医、精神科専門医の資格取得の支援を行い、取得後も引き続き専門領域についての研修を継続する。</p>	<p>②研修制度の充実 職員の能力を的確に把握、評価した上で、必要な研修を受けることができる研修体系を構築し、院内及び院外での計画的な研修を実施する。</p> <p>ア 医師 精神保健指定医、精神科専門医の資格取得の支援を行い、取得後も引き続き 専門領域についての研修を継続する</p>	<p>②研修制度の充実 職員の能力を的確に把握、評価した上で、必要な研修を受けることができる研修体系を構築し、院内及び院外での計画的な研修を実施する。 <u>また、国内外の長期研修の実施について規程の整備を図る。</u></p> <p>ア 医師 精神保健指定医、精神科専門医の資格取得の支援を行い、取得後も引き続き専門領域についての研修を継続する。</p>	<p>○研修制度の新設</p> <p>○変更なし</p>
<p>イ 看護職員 専門性の向上と高い看護水準が求められる看護職員については、院内での職場研修の見直しや、キャリア開発支援制度の導入や資格（認定看護師、専門看護師等）の取得促進など、研修制度の充実を図る。</p>	<p>イ 看護職員 院内研修体系を見直すとともに、キャリア開発支援制度の導入について検討を行う。</p>	<p>イ 看護職員 院内研修体系を見直すとともに、キャリア開発支援制度の<u>試行実施</u>をする。</p>	<p>○試行実施</p>
<p>ウ コメディカル職員 コメディカル職員については、各部門で専門性に応じた研</p>	<p>ウ コメディカル職員 コメディカル職員については、各部門で専門性に応じた研</p>	<p>ウ コメディカル職員 コメディカル職員については、各部門で専門性に応じた研修等を実施し、専門的技術の向上</p>	<p>○変更なし</p>

<p>修等を実施し、専門的技術の向上を図る。</p>	<p>修等を実施し、専門的技術の向上を図る。 ○目標 院外研修派遣職員数 50名 (医師、看護師含む)</p>	<p>を図る。 ○目標 院外研修派遣職員数 50名 (医師、看護師含む)</p>	
<p>③職員の資格取得に対するサポート体制の整備 職員の資格取得に対する支援を実施する。 ・休職研修実施時の代替職員の確保（非常勤職員、任期付職員等）</p>	<p>③職員の資格取得に対するサポート体制の整備 休職研修に係る要領（手続き、身分等）の整備など、職員の資格取得に対する必要な支援について検討を行うとともに、実施可能なものから取り組む。</p>	<p>③職員の資格取得に対するサポート体制の整備 休職研修に係る要領（手続き、身分等）の整備など、職員の資格取得に対する必要な支援について検討を行うとともに、実施可能なものから取り組む。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>(2) 医療安全管理対策の推進 ①リスクマネジメントの強化 医療安全管理を推進するため、リスクマネージャーを中心として安全管理に関する情報収集、分析、改善対策の検討、実施、評価等を行う医療安全管理対策委員会、感染症対策委員会等の一層の充実強化を図る。</p>	<p>(2) 医療安全管理対策の推進 ①リスクマネジメントの強化 医療安全管理を推進するため、医療安全管理対策委員会、感染症対策委員会を定期的（月1回以上）に開催し、安全管理に関する情報収集、分析、改善対策の検討、実施、評価等を行う。 また、薬剤の誤服用等を防ぐため、薬剤師等による服薬指導の充実を図る。 ○目標 服薬指導の実施 服薬指導：10人/月以上</p>	<p>(2) 医療安全管理対策の推進 ①リスクマネジメントの強化 医療安全管理を推進するため、医療安全管理対策委員会、感染症対策委員会を定期的（月1回以上）に開催し、安全管理に関する情報収集をし、<u>その内容を院内情報システムにより全職員に周知する。</u> <u>また、重大な事案や繰り返し起こる事案については、原因分析をしその対策を検討する。</u></p>	<p>○服薬指導を削除</p>
<p>②潜在的事故要因の把握と対策 医療事故につながる潜在的事故要因を把握し、医療事故の未然防止対策、事故発生時の対応策等を十分検討し、実施する。</p>	<p>②潜在的事故要因の把握と対策 医療事故につながる潜在的事故要因を把握するため、インシデント・アクシデントレポートの提出を徹底、奨励し、リスクマネージャーを中心に医療事故の未然防止対策、事故発生時の対応策等を十分検討し、実施する。</p>	<p>②潜在的事故原因の把握と対策 <u>完全意識意識の高揚と安全管理文化の醸成のために危険予知訓練、分析手法を実施し当センターに効果的な安全対策を構築する。</u></p>	<p>○安全管理文化の醸成</p>
<p>③医療安全管理に関する情報の共有化 職員間で収集・分析した情報や改善対策等の医療安全管理に関する情報の共有を図るシステムを構築する。</p>	<p>③医療安全管理に関する情報の共有化 職員間で収集・分析した情報や改善対策等の医療安全管理に関する情報の共有を図るシステムを検討し、構築を図る。 ・各種レポートの分析・検討結果、改善対策等の明文化と職</p>	<p>③医療安全管理に関する情報の共有化 <u>院内情報システムを活用し、重大な事案の周知、注意喚起をしていく。</u> <u>また、手順の標準化を図るため各種マニュアルの見直しを実施する。</u></p>	<p>○情報の共有化強化</p>

	員への伝達 ・安全対策マニュアルの作成		
	④火災等の災害対策 火災等の災害対策マニュアルについては、適時見直しを行うとともに、避難訓練（年2回）を実施する。	④火災等の災害対策 火災等の災害対策マニュアルについては、適時見直しを行うとともに、避難訓練（年2回）を実施する。	○変更なし
(3) 病院機能評価の認定取得 医療に対する信頼と質の向上を図るため、財団法人日本医療機能評価機構が医療機関の機能を評価する目的で実施している病院機能評価について、中期計画期間内の認定取得を目指す。	(3) 病院機能評価の認定取得 平成20年度に財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審したところであり、その結果を踏まえ、病院機能の向上に努める。	(3) 病院機能評価の認定取得 <u>平成21年度認定取得したが、医療の質が低下しないよう各部署において評価、点検を継続する。</u>	○継続的な質の担保

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
4 患者の社会参加へ向けての取り組みの強化

中期目標	患者が、退院後、地域における治療や生活を円滑に行えるよう、関係機関との連携強化を図り、地域生活支援機能を充実させ、患者の社会参加の促進と再入院の予防を図ること。
------	--

中期計画	H21 年度計画	H22 年度計画	備考
入・通院患者が地域の中で再び充実した生活を取り戻せるように取組みを強化する。入院患者においては、入院早期から身体的・精神的・社会的機能を最大限に回復させることが必要であることから、治療ステージ（急性期・回復期・維持期）に応じたリハビリテーションを多職種の医療スタッフによって総合的かつ多面的に行う。 また、対象疾患別に機能分化された入院棟の治療ニーズに即応するため、機能別リハビリテーションを早期に構築する。さらに、地域において治療、生活が円滑に行えるよう、社会参加に向けてのリハビリテーション機能や病	入院患者が地域の中で再び充実した生活を取り戻せるようにするため、治療ステージ（急性期・回復期・維持期）に応じたリハビリテーションを多職種の医療スタッフによって総合的かつ多面的に行う。 また、対象疾患別に機能分化された入院棟の治療ニーズに即応するため、機能別リハビリテーションの構築について検討する。	入院患者が地域の中で再び充実した生活を取り戻せるようにするため、治療ステージ（急性期・回復期・維持期）に応じたリハビリテーションを多職種の医療スタッフによって総合的かつ多面的に行う。 また、対象疾患別に機能分化された入院棟の治療ニーズに即応するため、機能別リハビリテーションの構築について検討する。	

<p>院職員による訪問支援機能を充実する。</p> <p>(1) リハビリテーションの充実 入院患者に対しては、病状の慢性化を防止し、早期退院が図られるよう、また、退院後の通院患者に対しては、治療中断の防止と社会生活の維持を図るため、多職種の医療スタッフによるチームケアや機動性に重点を置いたリハビリテーション機能の充実を図る。</p>	<p>(1) リハビリテーションの充実 入院患者に対しては、病状の慢性化を防止し、早期退院が図られるよう、また、退院後の通院患者に対しては、治療中断の防止と社会生活の維持を図るため、多職種の医療スタッフによるチームケアや機動性に重点を置いたリハビリテーション機能の充実を図る。</p>	<p>(1) リハビリテーションの充実 入院患者に対しては、病状の慢性化を防止し、早期退院が図られるよう、また、退院後の通院患者に対しては、治療中断の防止と社会生活の維持を図るため、多職種の医療スタッフによるチームケアや機動性に重点を置いたリハビリテーション機能の充実を図る。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>①作業療法機能 入院患者が生活の再構築を可能な限り実現できるよう、入院早期からの個別作業療法（個別作業療法）をはじめ、回復期における小集団での作業療法（集団作業療法）、複雑困難な課題を有する長期入院者の退院へ向けての具体的なリハビリプログラム及び退院後の外来治療の補完的役割を担う作業療法（外来作業療法）の強化を図る。 また、機能分化された各入院棟における治療ニーズに対応するため疾患特性を考慮した作業療法を検討する。</p>	<p>①作業療法機能 入院患者が生活の再構築を可能な限り実現できるよう、入院早期からの個別作業療法（個別作業療法）をはじめ、回復期における小集団での作業療法（集団作業療法）、複雑困難な課題を有する長期入院者の退院へ向けての具体的なリハビリプログラム及び退院後の外来治療の補完的役割を担う外来作業療法（外来作業療法）の強化を図る。 また、機能分化された各入院棟における治療ニーズに対応するため疾患特性を考慮した作業療法を検討する。 ○目標 作業療法患者数 1,000人/月以上 (延べ人数)</p>	<p>①作業療法機能 入院患者が生活の再構築を可能な限り実現できるよう、入院早期からの個別作業療法（個別作業療法）をはじめ、回復期における小集団での作業療法（集団作業療法）、複雑困難な課題を有する長期入院者の退院へ向けての具体的なリハビリプログラム及び退院後の外来治療の補完的役割を担う外来作業療法（外来作業療法）の強化を図る。 また、機能分化された各入院棟における治療ニーズに対応するため疾患特性を考慮した作業療法を検討する。 ○目標 作業療法患者数 1,200人/月以上 (延べ人数)</p>	<p>○目標数の増</p>
<p>②精神保健福祉相談機能 精神保健福祉士によるケースワークを中心に、入院早期から患者・家族の医療相談や生活相談に迅速に対応する。また、院内の各部門や各関係機関との連絡調整窓口としての機能を強化し、早期退院及び社会参加への援助を促進する。</p>	<p>②精神保健福祉相談機能 精神保健福祉士によるケースワークを中心に、入院早期から患者・家族の医療相談や生活相談に迅速に対応する。また、院内の各部門や各関係機関との連絡調整窓口としての機能を強化し、早期退院及び社会参加への援助を促進する。</p>	<p>②精神保健福祉相談機能 精神保健福祉士によるケースワークを中心に、入院早期から患者・家族の医療相談や生活相談に迅速に対応する。また、院内の各部門や各関係機関との連絡調整窓口としての機能を強化し、早期退院及び社会参加への援助を促進する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>③デイケア、ナイトケア機能 地域で生活する精神障害者を援助するため、退院まもない患者等を対象とした治療的デイケア</p>	<p>③デイケア機能 地域で生活する精神障害者を援助するため、退院まもない患者等を対象とした治療的デイケア</p>	<p>③デイケア機能 地域で生活する精神障害者を援助するため、退院まもない患者等を対象とした治療的デイケアと、維持期にあるものの、脆弱性の高い患者</p>	<p>○依存症デイケアを休止</p>



<p>アと、維持期にあるものの、脆弱性の高い患者を対象としたデイホスピタル型デイケアなどを実施する。さらに疾患別・病態別のデイケア等について研究・検討する。</p> <p>また、平成20年度からはナイトケア機能を追加し、デイ・ナイト・ケアを実施する。</p>	<p>アと、維持期にあるものの、脆弱性の高い患者を対象としたデイホスピタル型デイケアなどを実施する。</p> <p>平成20年度から依存症デイケアを実施しているが、引き続き、疾患別・病態別のデイケアやデイ・ナイト・ケアについて研究・検討を進める。</p> <p>○目標 デイケア（依存症デイケア含む）患者数 患者数 70人／日以上</p>	<p>を対象としたデイホスピタル型デイケアなどを実施する。</p> <p>○目標 デイケア（依存症デイケア含む） 患者数 70人／日以上</p>	
<p>(2) 訪問活動等の充実</p> <p>患者が地域で安心して生活し、治療ができる環境を整備するため、病院職員による訪問支援機能の充実・強化を図る。訪問活動等においては、日常生活上の問題についての相談、療養上必要な指導等を行うことにより、患者及びその家族の地域生活の支援を行う。</p> <p>①訪問看護 看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等が自宅等を訪問し、看護を提供するとともに、日常生活上の指導・支援を行う。</p>	<p>(2) 訪問活動等の充実</p> <p>訪問活動等を実施し、日常生活上の問題についての相談、療養上必要な指導等を行うことにより、患者及びその家族の地域生活の支援を行う。本年度も引き続き訪問活動等の充実を図る。</p> <p>①訪問看護 看護師、精神保健福祉士、作業療法士等が自宅等を訪問し、看護を提供するとともに、日常生活上の指導・支援を行う。</p> <p>○目標 訪問看護件数 90件／月以上</p>	<p>(2) 訪問活動等の充実</p> <p>訪問活動等を実施し、日常生活上の問題についての相談、療養上必要な指導等を行うことにより、患者及びその家族の地域生活の支援を行う。本年度も引き続き訪問活動等の充実を図る。</p> <p>①訪問看護 看護師、精神保健福祉士、作業療法士等が自宅等を訪問し、看護を提供するとともに、日常生活上の指導・支援を行う。</p> <p>○目標 訪問看護件数 <u>120件／月以上</u></p>	<p>○目標件数の増</p>
<p>②訪問診療</p> <p>通院が困難な患者を対象に、医師、看護職員、その他の専門職による多職種チームが自宅等を訪問し、自宅等において専門治療の提供を行うことを検討する。</p>	<p>②訪問診療</p> <p>通院が困難な患者を対象に、医師、看護師、その他の専門職による多職種チームが自宅等を訪問し、自宅等において専門治療の提供を行うことを検討する。</p>	<p>②訪問診療</p> <p>通院が困難な患者を対象に、医師、看護師、その他の専門職による多職種チームが自宅等を訪問し、自宅等において専門治療の提供を行うことを検討する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>③電話医療相談</p> <p>岡山県精神科救急情報センターとの連携により、患者及びその家族等からの相談に対応する夜間・休日を含めた24時間の電話相談体制の整備を検討する。</p>	<p>③電話医療相談</p> <p>岡山県精神科救急情報センター事業との連携により、患者及びその家族等からの相談に対応する夜間・休日を含めた24時間の電話相談体制の整備を検討する。</p>	<p>③電話医療相談</p> <p>岡山県精神科救急情報センター事業との連携により、患者及びその家族等からの相談に対応する夜間・休日を含めた24時間の電話相談体制の実施に向けて体制づくりをする。</p>	<p>○変更なし</p>

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項  
1 効率的な業務運営体制の確立

中期目標

- ①効率的な業務運営体制の構築  
理事会及び法人組織体制を整備し、法人内で適切な権限委任を行うなど、効率的な業務運営体制を構築すること。
- ②業務見直し体制の整備  
経営の現状分析等を的確に行い、業務運営の見直しを機動的に行う体制を整備すること。

中期計画	H21 年度計画	H22 年度計画	備考
<p>自律性・機動性・透明性の高い法人運営を目指す地方独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、その特長を十分に活かして、病院運営を行う業務運営の改善を図るとともに、将来にわたって持続的な経営が可能となるよう、より一層の効果的な業務運営を行う。</p> <p>(1) 管理体制の構築 効率的・効果的な運営管理体制を構築するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会及び病院組織の体制を整備し、各部門における責任者を明確にする。</p>	<p>(1) 管理体制の構築 効率的・効果的な運営管理体制を構築するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会を設置し、定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催する。 また、必要に応じ、病院組織体制を見直すとともに、各部門における責任者を明確にする。</p>	<p>(1) 管理体制の構築 効率的・効果的な運営管理体制を構築するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会を定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催する。 また、必要に応じ、病院組織体制を見直すとともに、各部門における責任者を明確にする。</p>	○変更なし
<p>(2) 意思決定の迅速化 各部門において業務が円滑に行えるように、責任者に権限を委任することにより、意思決定の迅速化を図るなど、柔軟で機動的な組織運営を行う。</p>	<p>(2) 意思決定の迅速化 各部門において業務が円滑に行えるように、事務処理規則を定め、各部門責任者に権限を移譲し、迅速な意思決定と責任体制の明確化を図る。</p>	<p>(2) 意思決定の迅速化 各部門において業務が円滑に行えるように、各部門責任者に権限を移譲し、迅速な意思決定と責任体制の明確化を図る。</p>	○変更なし
<p>(3) 職員の適正配置 医療需要の質の変化や患者動向に迅速に対応するため、地方公務員法の下で、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を行うなど、効果的な体制による医療を提供する。</p>	<p>(3) 職員の適正配置 医療需要の質の変化や患者動向も見据えた組織体制の検討を行い、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を行うなど、効果的な体制による医療を提供する。</p>	<p>(3) 職員の適正配置 医療需要の質の変化や患者動向も見据えた組織体制の検討を行い、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を行うなど、効果的な体制による医療を提供する。</p>	○変更なし
<p>(4) 機動的な運営 中期目標、中期計画及び年次計画</p>	<p>(4) 機動的な運営 中期目標、中期計画及び年度計画</p>	<p>(4) 機動的な運営 中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目</p>	○変更なし

<p>に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、四半期決算を踏まえた経営分析や計画の進捗状況の定期的把握等により、機動的な運営を行う体制を構築する。</p>	<p>に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、四半期決算を踏まえた経営分析や計画の進捗状況の定期的把握等により、機動的な運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営企画会議（常勤役員、各部門責任者等で構成）：週1回開催 機能：経営分析、短期的経営施策の決定</li> <li>診療会議（班長以上の職員で構成）：月1回開催 機能：経営分析結果の伝達、改善案等の検討、計画等の進捗状況の把握など情報の共有化</li> </ul>	<p>標の着実な達成に向けて、四半期決算を踏まえた経営分析や計画の進捗状況の定期的把握等により、機動的な運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営企画会議（常勤役員、各部門責任者等で構成）：週1回開催 機能：経営分析、短期的経営施策の決定</li> <li>診療会議（班長以上の職員で構成）：月1回開催 機能：経営分析結果の伝達、改善案等の検討、計画等の進捗状況の把握など情報の共有化</li> </ul>	
<p>(5) 職員参画による病院経営 個々の職員が病院の経営状況を理解した上で、病院経営の目標の設定、改善対策の検討等の病院経営に参画するシステムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営情報の共有 定期的に分析した経営情報を院内会議等により、職員に公開し共有化を図る。</li> <li>職員提案の促進 日常の医療活動の中でとらえた患者ニーズを職員が病院運営に反映できるよう参画体制を整備する。</li> </ul>	<p>(5) 職員参画による病院経営 個々の職員が病院の経営状況を理解した上で、病院経営の目標の設定、改善対策の検討等の病院経営に参画するシステムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営情報の共有 全職員を対象とする経営状況報告会を開催（年2回程度）する。</li> <li>職員提案の促進 職員提案制度の整備など、日常の医療活動の中でとらえた患者ニーズを職員が病院運営に反映できるよう参画体制を整備する。</li> </ul>	<p>(5) 職員参画による病院経営 個々の職員が病院の経営状況を理解した上で、病院経営の目標の設定、改善対策の検討等の病院経営に参画するシステムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営情報の共有 全職員を対象とする経営状況報告会を開催（年2回程度）する。</li> <li>職員提案の促進 職員提案制度の整備など、日常の医療活動の中でとらえた患者ニーズを職員が病院運営に反映できるよう参画体制を整備する。</li> </ul>	<p>○変更なし</p>

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項  
2 業務内容の見直しによる収支改善

<p>中期目標</p>	<p>健全な病院経営を行っていくため、地方独立行政法人制度の特長である単年度主義の緩和による予算の弾力的執行や民間委託の推進などの業務内容の 不断の見直し等を通じて収支の改善を図ること。</p>
-------------	---

中期計画	H21 年度計画	H22 年度計画	備考
<p>(1) 予算執行の弾力化等 本計画の枠の中で、予算科目や年</p>	<p>(1) 予算執行の弾力化等 予算科目や年度間で弾力的に運用</p>	<p>(1) 予算執行の弾力化等 予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度</p>	<p>○変更なし</p>

<p>度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。</p>	<p>できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。</p>	<p>を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。</p>	
<p>(2) 民間委託の推進 総務、医事業務、検査などのうち市場原理に基づいて適切なサービスの確保が期待できる業務については、民間委託の導入・拡充を検討する。</p>	<p>(2) 業務委託の推進 業務委託の導入・拡充について検討する。</p>	<p>(2) 業務委託の推進 業務委託の導入・拡充について検討する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>(3) 契約内容の見直しと多様な契約手法の活用 ①業務委託について、必要性や機器等の修繕費対応も含めて契約内容の見直しを行う。</p>	<p>(3) 契約内容の見直しと多様な契約手法の活用 ①業務委託 業務委託について、本年度、3年間の複数年契約を締結している委託業務が期間満了を迎えることから、その効果を検証し、内容について必要な見直しを行う。</p>	<p>(3) 契約内容の見直しと多様な契約手法の活用 ①業務委託 <u>委託業務を評価検証し、医事業務、給食業務、清掃業務の委託業者の変更を行ったところであり、定期的に委託業務の評価を経営企画会議に諮り、より効率的な業務の推進を図る。</u></p>	<p>○委託業務の評価</p>
<p>②売買、請負等の契約については、情報の公開と競争による選定を基本とし、透明性・公平性を確保する。</p>	<p>②売買、請負等の契約 売買、請負等の契約については、情報の公開と競争による選定を基本とし、透明性・公平性を確保する。</p>	<p>②売買、請負等の契約 売買、請負等の契約については、情報の公開と競争による選定を基本とし、透明性・公平性を確保する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>③民間における取組事例も参考に、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、さらなる費用の縮減に取り組む。</p>	<p>③多様な契約手法 民間における取組事例も参考に、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の縮減に取り組む。</p>	<p>③多様な契約手法 民間における取組事例も参考に、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の縮減に取り組む。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>(4) 収入の確保 ①入院患者数の確保 地域医療連携の充実強化や病床管理の徹底等による病床利用率の維持・向上に取り組み、入院患者数の確保を図る。</p>	<p>(4) 収入の確保 ①入院患者数の確保 地域医療連携の充実強化や病床管理の徹底等による病床利用率の維持・向上に取り組み、入院患者数の確保を図る。 ○目標 病床利用率 90%以上 (司法精神入院棟を除く) 救急・急性期入院患者数 34人/日以上 児童思春期入院患者数 14人/日以上</p>	<p>(4) 収入の確保 ①入院患者数の確保 地域医療連携の充実強化や病床管理の徹底等による病床利用率の維持・向上に取り組み、入院患者数の確保を図る。 ○目標 病床利用率 90%以上 (司法精神入院棟を除く) 救急・急性期入院患者数 34人/日以上</p>	<p>○児童関係削除</p>

<p>②外来、デイケア患者数の確保 通院中断患者の原因調査や受診継続の働きかけ、家族教室等の開催を通じての疾病や治療についての知識の普及等に取り組み、外来、デイケア患者数の確保を図る。</p>	<p>②外来、デイケア患者数の確保 通院中断患者の原因調査や受診継続の働きかけ、家族教室等の開催を通じての疾病や治療についての知識の普及等に取り組み、外来、デイケア患者数の確保を図る。 ○目標患者数 外来患者数 150人／日以上 デイケア（依存症デイケア含む）患者数 70人／日以上</p>	<p>②外来、デイケア患者数の確保 通院中断患者の原因調査や受診継続の働きかけ、家族教室等の開催を通じての疾病や治療についての知識の普及等に取り組み、外来、デイケア患者数の確保を図る。 ○目標 外来患者数 150人／日以上 デイケア患者数 70人／日以上</p>	<p>○変更なし</p>
<p>③診療報酬等の適正確保 病院全体で診療報酬の請求漏れ防止対策を推進するとともに、査定減の内容分析を行い、診療報酬の適正請求により収入を確保する。 また、診療報酬制度の研究に努め、収益向上につながるよう、組織、業務の見直しを図る。 ・医事担当の専門性の強化（業務委託、専門性・指導力のある職員の配置） ・診療報酬制度研修会の開催（対象：事務、医師、看護師、コメディカル）</p>	<p>③診療報酬等の適正確保 病院全体で診療報酬の請求漏れ防止対策を推進する。 ア 査定減の縮小 査定減内容分析と対策を行い、診療報酬の適正請求により収入を確保する。 イ 診療報酬制度研修会の開催 事務、医師等の職員を対象とした診療報酬制度研修会を開催し、請求漏れ防止と収益向上のための対策を検討する。 ○目標 診療報酬制度研修会 年2回程度</p>	<p>③診療報酬等の適正確保 病院全体で診療報酬の請求漏れ防止対策を推進する。 <u>院内情報システムを活用し、重要な事案について全職員に周知する。</u> ア 査定減の縮小 査定減内容分析と対策を行い、診療報酬の適正請求により収入を確保する。 イ 診療報酬制度研修会の開催 <u>全職員を対象とした診療報酬制度研修会を開催する。</u> <u>また、病棟クランクの強化など診療報酬に係る医事業務を見直し請求漏れ防止に努める。</u></p>	<p>○事務の見直し</p>
<p>④未収金の解消 診療費の収納システムの見直しや支払い相談の実施等による未収金発生の未然防止対策を検討するとともに、未収金の早期回収に取り組む。 ・未収金対策マニュアルに基づく債権管理の徹底 ・患者の支払い相談の実施（福祉制度の利用、分割支払い等） ・回収強化のための体制整備（専任非常勤職員の配置等の検討） ・悪質な滞納者に対する法的措置の検討（少額訴訟等）</p>	<p>④未収金の解消 診療費の収納システムの見直しや支払い相談の実施等による未収金発生の未然防止対策を検討するとともに、未収金の早期回収に取り組む。 ・滞納者への早期の対応等債権管理の徹底 ・患者の支払い相談の実施（福祉制度の活用、分割払い等） ・クレジットカードによる支払いの導入 ・悪質な滞納者に対する法的措置の実施（少額訴訟等） ○目標 滞納未収金 平成20年度分（3月分入院を除く）未収金の平成21年度に</p>	<p>④未収金の解消 診療費の収納システムの見直しや支払い相談の実施等による未収金発生の未然防止対策を実施するとともに、未収金の早期回収に取り組む。 ・滞納者への早期の対応等債権管理の徹底 ・患者の支払い相談の実施（福祉制度の利用、分割支払い等） ・悪質な滞納者に対する法的措置の実施（少額訴訟等） ○目標 滞納未収金 平成21年度分（3月分入院を除く）未収金の平成22年度における回収率 60%</p>	<p>○クレジットカード支払いシステム導入済</p>

	おける回収率 60%		
(5) 費用の節減・適正化 ①材料費の削減 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について再点検を行い、在庫管理の徹底や汎用品の購入促進、後発医薬品の採用の検討など、徹底的な効率化を図ることで材料費の削減を図る。	(5) 費用の節減・適正化 ①材料費の削減 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について点検を行うことにより、在庫管理の徹底や汎用品の購入促進等により効率化を図ることで材料費の削減を図る。 また、平成20年度において、後発医薬品を一部採用したところであるが、その効果を検証し、拡大について検討を行う。 ○目標 医業収益に占める材料費比率 10%以下	(5) 費用の節減・適正化 ①材料費の削減 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について点検を行うことにより、在庫管理の徹底や汎用品の購入促進等により効率化を図ることで材料費の削減を図る。 また、後発医薬品の導入については、全品目の20%以上を目指す。 ○目標 医業収益に占める材料費比率 10%以下	○後発医薬品採用の拡大
②委託業務の見直し 委託内容、委託先、契約方法全般について見直しを行い、委託費の縮減を図る。	②委託業務の見直し 既契約委託業務の委託内容、委託先、契約方法全般について見直しを行い、委託費の縮減を図る。	②委託業務の見直し 既契約委託業務の委託内容、委託先、契約方法全般について見直しを行い、委託費の縮減を図る。	○変更なし
③人件費の適正化 地方独立行政法人制度の特長を十分活かし、医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応した職員配置、業績・能力を反映した任用・給与制度の確立などを通じて、人件費の適正化を図る。	③人件費の適正化に向けての研究・検討 地方独立行政法人制度の特長を十分活かし、医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応した職員配置、業績・能力を反映した任用・給与制度を確立することにより、人件費の適正化を図る。	③人件費の適正化 地方独立行政法人制度の特長を十分活かし、医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応した職員配置、業績・能力を反映した任用・給与制度を確立することにより、人件費の適正化を図る。	○変更なし

第5 財務内容の改善に関する事項

中期目標	公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保できるよう、「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に定めた事項を徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。
------	---

中期計画	H22 年度計画	備考
------	----------	----

<p>第5 予算、収支計画及び資金計画 「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。</p> <p>1 予算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3 注) 運営費負担金等 運営費負担金等については、料金助成のための運営費負担金等とする</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3</p>
---	--

中期計画	H21 年度計画	H22 年度計画	備考
<p>第6 短期借入金の限度額 1 限度額 500百万円 2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 500百万円 2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 500百万円 2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p>	○変更なし
<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 中期目標期間中の計画はない。</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 平成20年度中の計画はない。</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 平成21年度中の計画はない</p>	○ 変更なし

<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び医療機器の整備に関する計画</p>
---

<p>中期目標</p>	<p>県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。</p>
-------------	---

中期計画	H21 年度計画	H22 年度計画	備考
<p>高度専門医療の充実のため、高度医療機器の更新・整備計画を策定し、計画的に更新・整備を行う。計画の策定に当たってはリース方式の活用も併せて行う。</p>	<p>(1) 入院棟改修工事の実施 ①改修内容 平成20年度に着工した入院棟改修工事を円滑に実施する。</p>	<p>(1) <u>児童・思春期外来施設の充実 土地、建物の取得を検討する。</u> (2) <u>病院駐車場の整備</u></p>	○施設設備の充実

また、新たな医療需要への対応、療養環境の更なる改善を図るため、入院棟の改修整備を行う。		②実施期間 平成20年12月～平成21年10月	利用者の利便性を維持するために、 <u>無断駐車を排除を目的として駐車場の出入り口にゲートを設置する。</u>
施設及び医療機器の内容	予 定 額	財 源	
医療機器等整備	73百万円	長期借入金等	
入院棟改修整備	168百万円	国庫補助金等	

第6 その他業務運営に関する重要事項  
2 人事に関する計画

中期目標	精神科医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応し、必要な医療が提供できるよう、医療従事者の適正配置に努めること。また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。
------	---

中期計画	H21 年度計画	H22 年度計画	備考
(1) 職員数 良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。 また、職員採用に当たっては、病院の運営方針に基づいた採用計画を作成するなど計画的な職員採用に努める。 期初における常勤職員定数 189人	(1) 職員数 良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。 また、職員採用に当たっては、病院の運営方針に基づいた採用計画を作成するなど計画的な職員採用に努める。	(1) 職員数 良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。 また、職員採用に当たっては、病院の運営方針に基づいた採用計画を作成するなど計画的な職員採用に努める。	○変更なし
(2) 人事評価システムの導入 職員の業績や能力を職員の給与に反映させるとともに、職員の人材育成、人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価システムについて検討する。	(2) 人事評価システムの導入 平成20年度から実施している人事評価システム について、公正で客観的な評価を行うため、評価者の研修を行うなど、制度の充実を図る。	(2) 人事評価システムの導入 平成20年度から実施している人事評価システム について、公正で客観的な評価を行うため、評価者の研修を行うなど、制度の充実を図る。	○変更なし
(3) 業績・能力を反映した任用・給	(3) 業績・能力を反映した任用・給	(3) 業績・能力を反映した任用・給与制度	○変更なし



<p>与制度 職員の給与については、病院に貢献した職員が報われるような任用・給与制度にする必要があるため、職務給・能率給の原則に立った給与制度の導入を検討する。</p>	<p>与制度 人事評価システムと併せて、引き続き任用・給与制度の調査・研究を進める。</p>	<p>人事評価システムと併せて、引き続き任用・給与制度の調査・研究を進める。</p>
--	--	--

第6 その他業務運営に関する重要事項  
3 職員の就労環境の整備

<p>中期目標</p>	<p>定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、日常業務の質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。</p>
-------------	--

中期計画	H21 年度計画	H22 年度計画	備考
<p>職員の良好で快適な就労環境を整備・維持することに努め、定期的に職員のヘルスケアを実施する。</p>	<p>良好で快適な就労環境を整備・維持することに努め、定期健康診断、人間ドック（経費助成）など職員のヘルスケアを実施する。</p>	<p>良好で快適な就労環境を整備・維持することに努め、定期健康診断、人間ドック（経費助成）など職員のヘルスケアを実施する。</p>	<p>○ 変更なし</p>